

## Proceedings等に掲載された原著論文等に関して申請が不要な具体例（注1）

申請が不要な事例	使用者	対象	使用先	Proceedings, 論文	
				使用可能な時期	申請不要な条件
A	著者	自分の論文	著者管理の電子媒体(注2)	発刊後	1, 2, 3
B			紙媒体		
C		著者論文の一部	著者管理の電子媒体(注2)		1, 3
D			紙媒体		
E	著者の所属機関	自分の論文	著者管理の電子媒体(注2)	発刊後	1, 2, 3, 4
F			紙媒体		
G		著者論文の一部	著者管理の電子媒体(注2)		1, 3, 4
H			紙媒体		

条件1	本会議の権利表示: Copyright@2016FTFMD
条件2	発刊時点での公式最終版を常に使用する
条件3	Proceedings内の自分の論文の出所を明示する
条件4	著作者が了解したエビデンスの提出

(注1) 著作権法(第30条; 私的所要のための複製、32条; 引用、35条; 教育機関における複製等)認める利用範囲をこえる場合は、利用申請が必要である。

(注2) 著者管理の電子媒体; 著者個人が管理責任を持つ電子的に読み取り可能な媒体(サーバ、CD、DVD他)